

宇都宮市水道 100 周年・下水道 50 周年
記念誌編さん等業務委託
公募型プロポーザル要求水準書

平成 27 年 7 月

宇都宮市上下水道局

1 委託件名

宇都宮市水道100周年・下水道50周年記念誌編さん等業務委託

2 委託の目的

水道の通水開始から100周年、下水道の処理開始から50周年という記念すべき節目を迎え、これまでのあゆみを振り返り、上下水道事業に関わる先人たちの苦労を後世に伝えるとともに、上下水道事業が創設から現在までの本市の発展と市民生活を支えてきたことを広くお客様に知っていただき、事業に対する理解と関心を深めていただくため、「水道100周年・下水道50周年記念誌」等を発行する。この作成にあたり、民間企業等が有する優れた企画力や情報収集・原稿作成能力、デザイン力を駆使した記念誌等とするため、業務委託を実施するものである。

3 委託期間

契約日から平成28年3月30日まで

4 業務内容

(1) 記念誌の編さん

- 水道事業及び下水道事業（生活排水処理事業を含む）の創設から現況・今後の展望に至るまで、事業のあゆみを整理し、記念誌や記念映像等の作成に活用するための資料収集や調査を実施する。これとあわせて、記念誌の「原稿案」を作成する。なお、記念誌は写真編、本編、資料編等で構成することとし、「原稿案」には、イラスト、グラフ、図表、写真等を含むものとする。なお、委託者から大まかな構成案や資料リストを参考まで提示することとする。

※ 記念誌の刊行等に係る業務（記念誌のデザイン・レイアウト、印刷・製本等）は本業務委託には含まないものとする。

(2) 収集資料のアーカイブ化

- (1)で収集した資料等については、写真や図面等も含めてデジタル化し、DVD等の長期間の保存に耐え得る形でアーカイブ化する。

(3) 記念映像の作製

- (1)で収集した資料等を活用して、記念式典や出前講座等（一般・小学4年生双方を対象とするもの）で上映する、上下水道の歴史を振り返り、また現在の事業のすがたや今後の展望をまとめた記念映像を作成する。

※ 記念映像については、後日、記念式典の模様などを追加した上で、DVD等を別途刊行する記念誌の付録として添付することを予定している。これらの映像の追加作成、DVD等の追加作製等は本業務委託には含まないものとする。

(4) 上下水道事業紹介パンフレットの作製

- (1)で収集した資料等を活用して、上下水道のあゆみに施設や事業の現況等を加えた上下水道事業を紹介するパンフレットを作製する。あわせて、ホームページ等掲載用にPDFデータ（文字認識が可能なもの）を作成する。

(5) 業務提案と提案業務の実施

- 上記業務に加えて、必要に応じて、事業の目的に適うその他の業務を委託者に提案し、また、委託者と協議の上、実施する。

(6) その他

- ・ 上記受託業務の進行管理及び委託者等との連絡調整を適切に行うこととし、記念誌の原稿案や記念映像、上下水道事業紹介パンフレットの内容については、委託者と十分な打合せを行いながら決定する。

5 規格

(1) 記念誌原稿案

- ア 規格 一部当たり500ページ以上(目安として写真編50ページ程度、本編300ページ程度、資料編150ページ程度とし、1ページの字数は1,500字程度とする。本文の原稿データはMicrosoft Word形式で、写真編及び資料編の原稿データも出版に適した形でのデジタルデータで提出すること)

(2) アーカイブ化資料

- ア 部数 DVD2部
- イ 規格 JPEGまたはTIFF形式データ(A2版で出力しても鮮明に見える程度の解像度とすること)とする。なお、DVDには通し番号を付け、それぞれのDVDに収録された資料のリストを提出すること。

(3) 記念映像

- ア 部数 DVD15部
- イ 規格 20分程度の映像。DVDについては、ケース入りで納品するものとする。

(4) 上下水道事業紹介パンフレット

- ア 部数 5,000部
- イ 規格 A4版縦長、12ページ、全面カラー印刷、中綴じ。ホームページ等掲載用のPDFデータも合わせて提出すること。
- ウ 紙質 コート紙(古紙を含むもの)

6 納品

- (1) 記念誌原稿案・アーカイブ化資料DVD・記念映像DVDについては、平成28年3月30日までに上下水道局に納品する。
- (2) 上下水道事業紹介のパンフレット及び同パンフレットPDFデータについては、平成27年12月25日までに上下水道局に納品する。

7 その他

- (1) 第三者が著作権等を有するデザイン、写真、資料等を使用する場合には、使用に関する手続き、費用などは受託者が責任を持って処理すること。
- (2) 提出された成果品は、上下水道局が作成するホームページや印刷物に自由に使用できることとする。
- (3) 作業にあたっては、委託者(上下水道局担当職員)と随時協議を行いながら進めることとする。
- (4) 記念誌の「原稿案」については、受託者が1次案を作成・提出し、委託者が内容を確認後、両者協議により修正の方向性を定め、それに基づき受託者が修正案を作成・提出するものとする。

- (5) 事業紹介のパンフレットの校正については、受託者が初校ゲラを作成・提出し、委託者が初校ゲラを修正、受託者が再校ゲラを作成・提出する。同様に5校ゲラまでの修正を行う。記念映像についてもこれに準ずる取扱いとする。
- (6) 本市が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委託し、請け負わせようとするときは、できる限り市内業者から選定するよう努めること。市内業者に発注するときは、業務の内容及び見積金額における市内業者への再委託金額の割合等を企画提案内容に記入すること。また、各業務において市内居住者を雇用する場合、人数及び賃金額等を企画提案内容に記入すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、両者が協議して定めることとする。
- (8) 個人情報保護の観点から、宇都宮市個人情報保護条例に基づき、受託者には以下の義務を課すこととする。
- ・ 秘密保持の義務に関すること。
 - ・ 個人情報の漏えい防止に関すること。
 - ・ 委託目的以外の利用および第三者への提供の禁止に関すること。
 - ・ 事故発生時の報告義務に関すること。
 - ・ 提供資料の返還義務に関すること。
 - ・ 義務違反または義務を怠った場合における契約解除の措置および損害賠償に関すること。